

福知山市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和4年3月15日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

監査結果報告

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

令和2年度及び令和3年度

3 監査の実施期間

(1) 書類監査

令和4年1月20日から令和4年2月10日まで

(2) 実地監査

令和4年2月17日

4 監査の対象団体等

本市が補助金等財政援助を行ったもののうち、次の財政援助団体への補助金を抽出し、監査の対象とした。

(1) 対象団体

福知山市職員互助会

(2) 対象補助金

福知山市職員互助会運営補助金

(3) 補助金の金額

令和2年度 8,084,116円

令和3年度 4,019,087円

(令和3年度については、監査を行った第2四半期分までの補助金額を記載)

(4) 主たる事務所の所在地

福知山市字内記13番地の1 福知山市役所職員課内

(5) 団体の概要

福知山市職員互助会設置条例の規定により、職員の相互救済、厚生、福祉を

目的として設置されており、会員の掛金や市の補助金等により共済給付事業及びその他の福利事業を行っている。

(6) 所管部課

市長公室職員課

5 監査の方法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、提出された証拠諸帳票を検査するとともに、実地監査を行い、所管課及び対象団体に聴取を行った。

6 監査の結果

事務及び管理・運営については、所定の手続きにより概ね適正に行われているものと認めた。しかしながら、下記のとおり改善を要する事項も見受けられた。

なお、当該事項について措置を講じられたときは地方自治法第199条第14項の規定によりその旨を通知されたい。

(1) 会計事務について

事業に対して市の補助金負担割合が明確でないものが見受けられた。市の補助金による会計処理を、口座や帳簿を分けるなどして明確に区別し管理されたい。

(2) 行政財産の使用について

使用許可申請の範囲外を使用しているものなど、許可条件にそぐわないものが見受けられた。現実に即した使用許可を受けられたい。

(3) 備品の管理について

備品台帳が整備されておらず、十分な管理ができているとは言い難い状態であった。備品台帳を整備したうえで保管場所についても明示して整理保管し、適正な管理に努められたい。